

様式第2号（その3）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公共交通機関の施設）

1 出入口

整備項目	整備状況	摘要
① 出入口の幅は、80cm以上であるか（1以上）	適・否	
② 戸を設ける場合の構造		有・無
(1) 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合）	適・否	
(2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉できる戸（回転式を除く。）であるか	適・否	
(3) 当該戸の前後に高低差がないか	適・否	
(4) 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合）	適・否	
③ 通行の際に支障となる段がないか	適・否	

2 通路

整備項目	整備状況	摘要
① 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
② 段を設ける場合の構造 *1		有・無
(1) 段は識別しやすいか	適・否	
(2) 段はつまずきにくいものか	適・否	
③ 幅は1.5m以上であるか（傾斜路と接する部分）	適・否	
④ 通行に支障となる突出物はないか *2	適・否	
⑤ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、通行に支障がない構造であるか	適・否	
⑥ 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）がされているか *3	適・否	

注意1 *1印は、通路に段を設ける場合は、5に掲げる基準に適合すること。

注意2 *2印は、通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合、この限りでない。

注意3 *3印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（その踊場を含む。）

整備項目	整備状況	摘要
① 両側に2段の手すりがあるか（手すりの両端に点字表示）	適・否	
② 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
③ 前後の通路と識別しやすいものか	適・否	
④ 両側に側壁又は5cm以上の立ち上がり部があるか	適・否	
⑤ 点状ブロック等の敷設（傾斜路の上端に近接する踊場の部分）がされているか *1	適・否	

注意1 *1印は、2の項の注意3のほか、傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設ける場合は、この限りでない。

4 エスカレーター

整備項目	整備状況	摘要
① 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けているか	適・否	

5 階段（その踊場を含む。）

整備項目	整備状況	摘要
① 両側に2段の手すりがあるか（手すりの両端に点字表示）	適・否	
② 回り段ではないか *1	適・否	
③ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
④ 段は識別しやすいか	適・否	
⑤ 段鼻の突き出しがないものか又は蹴込みが2cm以下であるか	適・否	
⑥ 両側に側壁又は2cm以上の立ち上がり部があるか	適・否	
⑦ 照明設備があるか	適・否	
⑧ 高さ3m以内ごとに踏幅1.2m以上の踊場があるか（高さ3mを超える階段）	適・否	
⑨ 踊場を除き、中間にも手すりがあるか（4mを超える幅の階段）	適・否	
⑩ 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）がされているか *2	適・否	

注意1 *1印は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意2 *2印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・段がある部分と連続して両側に手すりを設ける場合

6 視覚障害者誘導用ブロック等

整備項目	整備状況	摘要
① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法による誘導する設備があるか *1	適・否	
② 視覚障害者誘導用ブロックを敷設した通路等と以下の間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているか *1	適・否	
(1) 移動等円滑化された経路を構成する8のエレベーター(9)に規定する乗降ロビーに設ける操作盤	適・否	
(2) 15の④に規定する設備（音によるものを除く。）	適・否	
(3) 便所の出入口	適・否	
(4) 乗車券等販売所	適・否	
(5) 待合所	適・否	
(6) 案内所	適・否	
③ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックを敷設しているか	適・否	
④ 視覚障害者誘導用ブロックは識別しやすいか	適・否	

注意1 *1印は、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であって当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。

7 便所

整備項目		整備状況	摘要
①	便所の出入口の付近に男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための設備（音、点字その他の方法）を設けているか	適・否	
②	表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	
③	床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	適・否	
	上記の小便器の両側に手すりが設けられているか（1以上）	適・否	
④	みんなのトイレの設置（1以上）		有・無
	(1) 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、8の通路に掲げる基準に適合するものであるか	適・否	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか	適・否	
	(3) 出入口に車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか *1	適・否	
	(4) 出入口に戸を設ける場合の構造		有・無
	・幅は80cm以上であるか	適・否	
	・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか	適・否	
	(5) 車椅子が360度回転できるように、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか	適・否	
	(6) 腰掛便座、手すり等を設けているか	適・否	
	(7) 水洗器具（オストメイト対応）を設けているか（1以上）	適・否	
⑤	(8) 出入口にみんなのトイレであることを表示しているか	適・否	
	(9) 手洗器		有・無
	・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間であるか	適・否	
	・手洗器具は、容易に操作できるものか	適・否	
	・強度の確保又は両側に手すりがあるか	適・否	
⑤	ゆとりブースのある便所（1以上） *2		有・無
	(1) 腰掛便座、手すり等を設けているか	適・否	
	(2) 車椅子で利用しやすいよう、十分な空間が確保されているか	適・否	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	適・否	
	(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか	適・否	
	(5) 手洗器		有・無
・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間があるか	適・否		
・手洗器具は、容易に操作できるものか	適・否		
・強度の確保又は両側に手すりがあるか	適・否		
(6) 出入口にゆとりブースのある便所であることを表示しているか			
⑥	乳幼児設備（1以上）		有・無
	(1) 便房内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けたか	適・否	
	(2) 便所内に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか	適・否	
(3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか	適・否		

注意1 *1印は、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

注意2 *2印は、みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースのある便所を設けること。

エスカレーター	① エスカレーターの設置	*7		有・無
	(1) 上り及び下り専用を設けているか	*8	適・否	
	(2) 踏み段及びくし板は滑りにくい仕上げであるか		適・否	
	(3) 昇降口における踏段は同一平面状に3枚以上あるか		適・否	
	(4) 踏み段は識別しやすいか		適・否	
	(5) くし板は識別しやすいか		適・否	
	(6) 進入可否の表示があるか	*9	適・否	
	(7) 幅は80cm以上であるか(★1)		適・否	
	(8) 車椅子対応(昇降に必要な広さ、車止めの設置)になっているか(★2)		適・否	

注意1 *1印は、構造上の理由により設置できない場合は、車椅子使用者の円滑な利用ができるエスカレーター又は昇降機に代えることができる。

注意2 *2印は、公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共通路と鉄道車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、この限りでない。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

注意3 *3印は、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意4 *4印は、傾斜路の高さが16cm以下の場合には8分の1以下とする。

注意5 *5印は、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。

注意6 *6印は、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

注意7 *7印のうち、★1及び★2については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りる。

注意8 *8印は、利用者が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

注意9 *9印は、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

9 改札口

整備項目	整備状況	摘要
① 改札口を設ける場合(1以上)		
(1) 幅は90cm以上であるか	適・否	
(2) 通行に支障となる段がないか	適・否	
② 自動改札機への進入の可否は容易に識別できるか	適・否	

10 プラットホーム *1

整備項目	整備状況	摘要
① プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は小さいものか	適・否	
② プラットホームと鉄道車両の乗降口との床面は平らであるか [すき間又は段差がある場合] ・車椅子使用者の円滑な乗降のため、十分な長さ、幅及び強度を有する設備があるか(1以上)	適・否	有・無
③ 横断勾配は1%を標準としているか	適・否	
④ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適・否	

⑤	線路側に視覚障害者の転落を防止する設備があるか	*4	適・否	
⑥	線路側以外の端部に転落防止設備があるか	*5	適・否	
⑦	列車の接近を警告するための設備（文字、音声等）があるか	*6	適・否	
⑧	照明設備があるか		適・否	

注意 1 * 1 印については、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームは④及び⑦は適用しない。

注意 2 * 2 印は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲とする。また、構造上の理由によりやむを得ず間隔が大きいときは、利用者に対して警告するための設備を設けること。

注意 3 * 3 印は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意 4 * 4 印は、発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（利用者の流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。また、鉄道車両を一定の位置に停止させることができない場合は、点状ブロック等その他の設備を設けること。

注意 5 * 5 印は、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

注意 6 * 6 印は、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

1 1 乗車券等販売所等 *1

整備項目		整備状況	摘要
①	乗車券等販売所等を設ける場合（1以上）		
(1)	出入口を設ける場合 ・幅は80cm以上であるか	適・否	有・無
(2)	戸を設ける場合 ・幅は80cm以上であるか ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であるか	適・否 適・否	有・無
(3)	通過する際に支障となる段がないか	*2 適・否	
②	カウンターは車椅子使用者の利用に適した構造であるか（1以上）	*3 適・否	
③	聴覚障害者が意思疎通を図るための設備を設けているか（勤務する者を置かないものを除く。） 当該設備がある旨を表示しているか	適・否 適・否	

注意 1 * 1 印について、移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上の構造は8の通路に掲げる基準に適合するものとする。

注意 2 * 2 印は、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意 3 * 3 印は、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

1 2 券売機 *1

整備項目		整備状況	摘要
①	券売機を設ける場合（1以上）		
(1)	金銭投入口等の高さは車椅子使用者の利用に配慮した構造であるか	適・否	
(2)	視覚障害者の利用に配慮したものであるか ・主要なボタンに点字表示があるか	適・否	
	・音声案内があるか（ボタンのない券売機の場合）	適・否	
	・点字の運賃表を設置しているか	適・否	

注意1 *1印について、乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口が設けられている場合は、この限りでない。

1.3 休憩設備

整備項目	整備状況	摘要
① 休憩設備を設けているか（1以上） *1	適・否	
② 休憩設備又はその付近に適切な表示があるか	適・否	

注意1 *1印は、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

1.4 育児用施設

整備項目	整備状況	摘要
① 育児用施設を設けているか	適・否	
② 出入口又はその付近に適切な表示があるか	適・否	

1.5 標識

整備項目	整備状況	摘要
① 移動等円滑化のための主要な設備（*1）又は案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識があるか	適・否	
② 標識の構造		
(1) 日本産業規格Z8210に適合しているか	適・否	
(2) 高齢者、障害者等の見やすい位置にあるか	適・否	
(3) 高齢者、障害者等が表示の内容を容易に識別できるか	適・否	
③ 公共用通路に直接通じる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板を設けているか *2	適・否	
④ 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	適・否	
⑤ 聴覚障害者に配慮した文字情報表示設備を設けているか（案内、呼出し等の窓口を設ける場合）	適・否	
⑥ 避難に配慮した誘導灯を設けているか（点滅機能及び音声誘導機能） *3	適・否	

注意1 *1印の移動等円滑化のための主要な設備とは、「エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備」のことをいう。

注意2 *2印は、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、避難口誘導灯のうち屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段の出入口に設けるものに限る。